

いじめ防止基本方針

平成26年3月策定
令和2年5月改訂

1 いじめに対する教育指導・対応の方針

- いじめはどの子どもにも起こりうるという事実を踏まえ、全ての児童を対象に、いじめに向かわせないための未然防止に取り組むことを重点とする。松橋小学校教育目標「『夢』実現のために学び合い・支え合い・高め合う児童の育成」に基づいた指導・支援を徹底し、いじめを許さない環境づくりを進める。
- 教職員の言動が、児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払う。
- 日常の観察や日記・作文、調査等を通じて、いじめが起きていないかの把握に努める。
- 早期対応を重視する。いじめの発見・通報を受けた場合には、速やかに組織的に対応し、被害児童を守り通すとともに、加害児童に対しては、当該児童の人格の成長を旨として、教育的配慮のもと、毅然とした態度で指導する。
- いじめの内容により、教育委員会はもとより、教育事務所、警察や関係機関との連携を図る。

(1) 未然防止に重点を

いじめの被害を最小限に留めるためには、いじめに気が付いた場合に、軽く見ず速やかに対応すること（早期対応）が重要である。

一方で、いじめの発生件数を減らすうえでも、加害者になることを未然に防ぐことも、いじめに向かわせない「未然防止（予防）」という観点から不可欠である。いじめは、暴力よりも、陰口や仲間はずれなど、コミュニケーション操作系のいじめが多いというデータがある。

また、いじめの被害者と加害者は、常に流動的に入れ替わり、特別な児童だけではなく、誰もがいじめの被害にあったり、加害に及んだりしているという状況がある。したがって、アンケートや心理検査等から得られる情報は、限定的であることに留意する必要がある。国立教育政策研究所の「いじめの追跡調査」の調査結果からも、加害、被害は、大きく入れ替わっており、常習性を仮定することはできないとの報告がある。したがって、ある特定のタイミングで加害者を罰するだけでは問題は終わらない。以上のような特質を踏まえた、教育活動を展開する必要がある。

そのため、これまで私たちが大切にしてきた教育、例えば、どの児童にとっても学校や学級が安心・安全な場所であること、すべての児童に活躍でき、認められる機会を提供していること、一人一人の児童を大切にしていること、達成感が味わえる授業になっていること、児童の生活背景までをふまえた「子ども理解」をしていること、人権意識にあふれた受容的な雰囲気になり満ち溢れていることなどが実現できているか日常的に点検し、改善していくことが必要である。

未然防止の基本として、児童が、心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを一層めざしていく。加えて、「松橋小学校」の一員としての自覚や自信を育むことにより、互いを認め合える人間関係・学校風土を作っていく。このような、いじめが起きにくい環境づくりを主眼においた、普段の教育活動が実現できている

か、常に点検し、改善していくように努める。

(2) 児童への指導

① すべての児童への指導

○本校の学校教育目標の3つの柱「賢・優・健」を徹底する。

「賢」とは、自分の夢を持ち、進んで学ぶ子どもの育成を目指すこと、「優」とは、自他を大切にし、豊かな心を持つ子どもの育成を目指すこと、「健」とは、健やかな体づくり、心づくりに励む子どもの育成を目指すことである。

○「いじめは人間として絶対に許されない」という意識を一人一人の児童に徹底させる。

いじめを行うことは勿論、いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為もいじめる行為と同様に許されないという認識、また、いじめを大人に伝えることは正しい行為であるという認識を、児童に持たせる。

○いじめられる児童や、いじめを告げたことによっていじめられるおそれがあると考えている児童を徹底して守り通すということを、教職員が、言葉と態度で示す。

特に、いじめられている場合には、そのことを自分の胸の中に止めて悩み抜いたりせず、友人、教師、親等に必ず相談するようにすること（まして、自分を傷つけたり、死を選んだりすることは絶対にあってはならないこと）を、メッセージとして伝える。

○学校教育活動全体を通して、互いを思いやり、尊重し、生命や人権を大切にすることを育成し、友情の尊さや信頼の醸成、生きることの素晴らしさや喜び等について適切に指導する。特に、道徳の時間の学習を中心とする道徳教育、心の教育を通して、このような指導の充実を図る。

また、ボランティア活動、奉仕活動、自然体験等の体験活動をはじめ、人間関係や生活経験を豊かなものとする教育活動を取り入れる。さらに、教科指導やすべての教育活動を通して、豊かな情操やコミュニケーション力を養う。なお、いじめの未然防止を図る上で、これらは、いずれも重要なものであり、優先順位を設けないこととする。

○児童等の自主的な取組を支援するなど、児童とともに、学校全体でいじめの防止等に取り組む観点から、学級活動や児童会活動などの場を活用して、児童自身がいじめの問題の解決に向けてどう関わったらよいかを考え、主体的に取り組むことは大きな意義がある。そこで、児童会活動などをもとに、全学年・全学級で主体的かつ積極的に取り組むことができるように留意する。

② いじめる児童への指導・措置

○いじめを行った児童に対しては、当該児童のその後の人格の成長を信じつつも、教育的配慮のもと、毅然とした態度で指導する。

○心理的な孤立感・疎外感を与えることがないようになど、一定の教育的配慮のもとに、いじめの非人間性やいじめが他者の人権を侵す行為であることに気付かせ、他人の痛みを理解できるようにする指導を根気強く継続して行う。

○教育委員会や保護者と十分な共通理解を持つようにし、いじめの状況が一定の限度を超える場合には、次の措置を吟味・検討したうえで、有効もしくは必要な場合は実行する。

- ・いじめを行う児童に対して、一定期間、校内において他の児童と異なる場所で特別の指導計画を立てて指導すること。

- ・暴行や恐喝など犯罪行為に当たるようないじめを行う児童については、出席停止の措置を講じたり、警察等適切な関係機関の協力・連携を求め、厳しい対応策をとったりすること。

③ いじめを許さない学級経営等

- いじめが児童の成長にとって必要な場合もあるといった考えは決して認められないものであり、個々の教職員がいじめの問題の重大性を正しく認識し、危機意識を持って取り組む。
- 教職員は児童にとって、最大の教育環境であるとの自覚のもと、教職員の何気ない言動が児童に大きな影響力を持つことに十分留意し、いやしくも、教職員自身が児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりするようなことがないように留意する。
- グループ内での児童の人間関係の変化を踏まえ、学級経営やグループ指導の在り方及びさまざまな班別での活動を行う場合の指導について不断の見直しや工夫改善を行う。
- いじめが解決したと見られる場合でも、教職員の気付かないところで、陰湿ないじめが続いていることもあることを認識し、その時の指導により解決したと即断することなく、当該児童が卒業するまで、継続して十分な注意を払い、折に触れて必要な指導を行う。

2 いじめの早期発見・早期対応等

(1) 問題兆候の把握等

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることも多い。このことを本校教職員で共通理解を深め、ささいな兆候であっても、いじめではないかと一旦は捉え直して、早い段階からの的確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを認知する。

このため、日頃から、次のことをベースにいじめを見つけるための積極的な取組を行う。

- ・児童の悩みを受け取るために、全人格的な接し方を心がけ、児童との心のつながりを形成するなど深い信頼関係を築く。
- ・児童と過ごす、接する時間を多くとり、児童の考えや悩み、生活実態や生活背景のきめ細かい把握に努めるとともに、児童が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つようにする。
- ・定期的なアンケート調査や教育相談等の実施により、児童がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組む。
- ・児童や保護者からのいじめの訴えはもちろんのこと、その兆候等の危険信号は、どんな些細なものであっても真剣に受け止め、すみやかに教職員相互において情報交換するなどにより、適切かつ迅速な対応を図る。
- ・児童の仲間意識や人間関係の変化に留意しつついじめの発見や対応に努めるとともに、特に、種々の問題行動等々が生じているときには、同時に他にいじめが行われている場合もあることに留意する。
- ・重大ないじめの問題、あるいは重大ないじめに発展する可能性が高い固定化したいじめ等の解決のため、いじめを把握した際には、速やかに教育委員会に報告す

るとともに、必要に応じ、教育事務所、児童相談所、警察等の地域の関係機関と連携協力を要請する。

(2) 事実関係の究明

- 事実関係を明らかにするため、担任だけでなく、組織的な対応に心がける。特に、聞き取り等の確認などは、複数の教職員で行う。
- いじめを受けている児童等の心理的圧迫感をしっかりと受け止めるとともに、当事者だけでなく、その友人関係等からの情報収集等を通じた事実関係の把握を正確かつ迅速に行う。
- いじめの兆候を発見した場合において、いじめられる児童からの訴えがあいまいであることを理由に問題を軽視したり、いじめる側といじめられる側の主張に隔たりがあることを理由に、必要な対応を欠くことがないようにする。
- 「事実関係を明確にする」とは、いじめ行為が、いつから、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童の人間関係に、どのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り時系列に明確にすることである。この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査する。

調査による事実関係の確認とともに、いじめた児童への指導を行い、いじめ行為を止める。いじめられた児童に対しては、事情や心情を聴取し、いじめられた児童の状況にあわせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等をする。

〈いじめられた児童からの聴き取りが可能な場合〉

いじめられた児童からの聴き取りが可能な場合、いじめられた児童から十分に聴き取ると共に、場合により、在籍児童や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査を行う。この際、いじめられた児童や情報を提供してくれた児童を守ることを最優先とした調査実施とする（例えば、質問票の使用に当たり個別の事案が広く明らかになり、被害児童の学校復帰が阻害されることのないよう配慮する等）。

〈いじめられた児童からの聴き取りが不可能な場合〉

いじめられた児童の体調がよくない、入院など、いじめられた児童からの聴き取りが不可能な場合は、当該児童の保護者の要望・意見を十分に聴取するとともに、在籍児童からの聴取や調査等を行い、事実関係の確認をする。

(3) いじめを受けた児童へのケアと弾力的な対応等

① 心のケア等

- 児童に対する親身な教育相談を一層充実させるため、のスクールカウンセラー等の活用や、養護教諭等との連携を積極的に図る。
- 教育相談については、児童にとって相談しやすい雰囲気になるよう工夫する。

② いじめを継続させないための弾力的な対応

- いじめられる児童又はいじめる児童のグループ替えや座席替え等も工夫する。
- いじめられる児童には、いじめの解決に向けての様々な取組を進めつつ、児童の立場に立って、緊急避難としての欠席を弾力的に認めることも検討する。
もし仮に、そのような場合は、保護者と十分に連携を図るとともに、その後の学習に支障を生ずることのないように工夫する。
- 児童の心身の安全が脅かされるようなおそれがあり、事実関係、妥当性、緊急性その他が明確な場合、いじめられる児童及び保護者の希望により、校長などの関係者の意見も十分に踏まえて、就学すべき学校の指定の変更や区域外就学を認める措置があることを十分に踏まえた対応を行う（この場合、教育委員会との十分な共通理解を持っておくようにする）。

(4) 深刻ないじめや重大事態への対応

① 深刻ないじめへの対応

深刻ないじめを行う児童に対しては、他の児童の教育を受ける権利を保障するという観点から、やむを得ない措置としての出席停止を含む毅然とした厳しい指導が必要な場合がある。なお、出席停止を命ずる場合は、児童及び、保護者に対し出席停止の趣旨について十分説明するとともに、事前に児童及び保護者の意見を聴取することに配慮する。また、出席停止の期間が著しく長期にわたることがないように配慮し、その期間中にも必要な指導を行う。

② 重大事態への対応

重大事態が発生した場合は、宇城市教育委員会に報告するとともに、その対応にあつては、教育委員会の指示を受けながら、法に沿って、報告や調査その他必要な措置をとるものとする。

法には、「いじめにより当該学校に在籍する児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」とあり、この「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童の状況に着目して判断する。例えば、児童が自殺を考えた場合、身体に重大な傷害を負った場合、金品等に重大な被害を被った場合、精神性の疾患を発症した場合などのケースが想定される。

また、「いじめにより当該学校に在籍する児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。」の「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童が、一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、校長又は教育委員会の判断により、迅速に調査に着手する。その結果については、いじめを受けた児童及びその保護者に対して、情報を適切に提供する。

○児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときはその時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。

○情報発信・報道対応については、プライバシーへの配慮のうえ、正確で一貫した情報提供が必要であり、初期の段階で情報がないからといって、トラブルや不適切な対応がなかったと決めつけたり、断片的な情報で誤解を与えたりすることのないよう留意する。

3 家庭・地域社会との連携

○いじめの問題については、学校のみで解決することに固執しない。学校においていじめを把握した場合には、速やかに保護者及び教育委員会に報告し、適切な連携を図る。保護者等からの訴えを受けた場合には、まず謙虚に耳を傾け、その上で、関係者全員で取り組む。

○学校におけるいじめへの対処方針、指導計画等の情報については、日頃より、積極的に公表し、保護者等の理解や協力を求めるとともに、各家庭でのいじめに関する取組のための具体的な資料として役立ててもらえるような工夫をする。

○いじめ等に関して学校に寄せられる情報に対し、誠意を持って対応する。いじめの問題に関し、学校とPTAとの意見交換の機会、実質的な連絡協議の場を確保するなどにより、家庭・地域社会との連携を積極的に図る。

○実際にいじめが生じた際には、個人情報取り扱いに留意しつつ、正確な情報提供を行うことにより、保護者や地域住民の信頼を確保することが重要であるとの認識のもと事実を隠蔽するような対応はしない。

○家庭教育を支援するため、PTAと連携して、子育てに関する情報の提供、相談体制の整備、親子の共同体験の機会の場の設定等の充実を図る。

<いじめ防止・対策委員会の設置>

[構成員]

校長、教頭、主幹教諭、生徒指導主任、人権教育主任、不登校対策担当、
保健主事、学年部代表、PTA代表、学校評議員代表

※必要に応じて、宇城教育事務所 スクールカウンセラー

学校支援アドバイザー

スクールソーシャルワーカー

宇城市教育委員会 指導主事

[役割・活動]

- ①いじめの早期発見に関すること（アンケート調査、教育相談等）
- ②いじめ防止に関すること
- ③いじめ事案に対する対応に関すること
- ④いじめが心身に及ぼす影響
- ⑤その他のいじめの問題に関する生徒の理解を深めること

[委員会の開催]

通常は月1回定例会を開催するものとし、いじめ事案発生時は、適宜緊急開催とする。